

平成22年11月29日

仙台河川国道事務所

## 捜査中であつた約10m<sup>3</sup>の産業廃棄物を撤去

### ～ 被疑者が特定され、自ら撤去 ～

本日、11月29日（月）8時45分頃より、仙台河川国道事務所名取川出張所、仙台南警察署生活安全課、仙台市環境局廃棄物指導課立会のもと、不法投棄された産業廃棄物の撤去作業が行なわれ、撤去が完了しました。

本事案は去る7月30日（金）12時45分頃、仙台市太白区袋原の名取川右岸6kmの河川敷地に「産業廃棄物が投棄されている」と一般の方からの通報により、現地を確認し、仙台南警察署に通報していたものであり、今般、被疑者の特定に至り本日の撤去となったものです。

今後も、河川巡視により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し、協力を頂き原因者の特定に努めていきます。

（参考）

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、笹川の5河川、管理総延長73.5kmとなっております。そのうち、名取川、広瀬川、笹川については、18.9kmを管理しております。

不法投棄の概要は次のとおりです。

- ① 発見日時 7月30日 12時45分頃（一般の方からの通報）
- ② 発見場所 仙台市太白区袋原 名取川右岸6km堤防法尻附近
- ③ 投棄状況 土砂等の産業廃棄物約10m<sup>3</sup>（4.8m×3.3m×0.6m）
- ④ その他 （1）河川にゴミや廃棄物を投棄することは、法律で禁じられています。違反した者に対しては、
  - ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は三億円以下の罰金に処せられる場合があります。

記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局

仙台河川国道事務所 022-248-4131

河川管理課長 畑山作栄（内線331）

名取川出張所 022-248-2249

名取川出張所長 大場啓介